



託料の 100 分の 10 を乗じて得た額を加算した金額を甲に請求する。

2 甲は、乙の適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

(守秘義務)

第 8 条 乙は、業務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 9 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 10 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(遅延利息)

第 11 条 甲が、自己の責めに帰すべき事由により、この契約に定める各委託料の支払いを遅延した場合は、当該委託料について、乙は甲に対し各支払期限到来の翌日から遅延した支払いをする日までの日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した(当該額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 乙の責めに帰すべき事由により、実施日に業務を遂行する見込がないと明らかに認められるとき。

二 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

三 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

四 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として予定日数から実施済日数を差し引いた日数に契約単価を乗じて得た額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償責任）

第 14 条 乙は、業務委託の履行に当たり、乙の責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その旨を甲に直ちに報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が前項の場合において、乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は、遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(氏名の変更)

第16条 乙は、商号又は名称或いは代表者を変更したときは、ただちに登記簿謄本その他これを証する書面を添えて、甲に届け出なければならない。

(その他)

第17条 本契約に疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和6年11月 日

甲 (住所) 石川郡石川町字猫啼360番地の3  
(氏名) 福島県  
福島県立石川支援学校長 田中 久美子

乙 (住所)  
(氏名)

## 別紙1

### ボイラー運転管理業務委託仕様書

福島県立石川支援学校（以下「学校」という。）のボイラー運転管理業務（以下「委託業務」という。）は次により実施するものとする。

#### 1 業務時間

委託業務に従事する時間は次のとおりとする。

令和6年度ボイラー運転予定表（別紙2）の日の7：30～15：30

※実施日に変更がある場合、甲は乙に3日前までにその旨を指示するものとする。

#### 2 ボイラー運転管理業務内容

- (1) ボイラー運転前点検
- (2) ボイラー運転操作及び運転状態の確認
- (3) 安全弁、圧力計、電流計、油圧計等の指針測定記録
- (4) 送風機、排風機運転及び運転状態の確認
- (5) その他、関連する作業

#### 3 ボイラー運転日誌等

- (1) 乙は、甲の指示を受けて業務遂行のために出勤したときは、甲の職員から別に定めるボイラー運転日誌（以下「日誌」という。）並びに鍵その他運転業務に必要な器具類の引き渡しを受け、また業務終了して退勤するときは甲の職員に引き渡しをすること。
- (2) 乙は、業務終了時に委託業務の実施状況等を日誌（様式1）に記録し、甲に提出すること。
- (3) 乙は、1か月ごとに定期検査を行い、「ボイラー定期自主検査表」（様式2）に記録し、甲に提出すること。

#### 4 乙の厳守事項

- (1) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (2) 保守点検、整備運転を行う場合、安全に留意すること。
- (3) ボイラー室内は常に整理整頓すること。
- (4) 本業務で取り扱う各設備は、関係法令及びその取扱説明書または操作心得により取り扱うものとする。

#### 5 ボイラーの型式等

- (1) 前田セクショナルボイラー（鋳鉄製蒸気ボイラー）  
型式：MF5-6S                      定格出力：443000kcal/h  
最高使用圧力：1kg/cm<sup>2</sup>                      伝熱面積：8.2m<sup>2</sup>  
燃焼量：58.7kg/h                      製造年月：昭和54年11月
- (2) 前田真空式温水ヒーター  
型式：RKV-F200A-H5-N                      定格出力：233kw  
最高使用圧力：0.5Mpa                      伝熱面積：4.2m<sup>2</sup>  
燃焼量：25.1kg/h                      製造年月：平成13年8月



(様式1)

ボイラー運転日誌

事務長	令和 年 月 日 曜日										勤務者			
	天候( ) 気温 室内( °C) 屋外( °C)										氏名	印		
運転記録	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	運転時間総計		
												本校舎	時間	分
											西校舎	時間	分	
点検箇所	・水面計験水チェック <input type="checkbox"/>			その異常箇所の処及び										
	・低水位遮断器 <input type="checkbox"/>													
	・給水装置 <input type="checkbox"/>													
	・バーナー点検 <input type="checkbox"/>													
	・ボイラー水ブロー <input type="checkbox"/>													
備考											消費量	リットル		
											残油量	リットル		

事務長	令和 年 月 日 曜日										勤務者			
	天候( ) 気温 室内( °C) 屋外( °C)										氏名	印		
運転記録	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	運転時間総計		
												本校舎	時間	分
											西校舎	時間	分	
点検箇所	・水面計験水チェック <input type="checkbox"/>			その異常箇所の処及び										
	・低水位遮断器 <input type="checkbox"/>													
	・給水装置 <input type="checkbox"/>													
	・バーナー点検 <input type="checkbox"/>													
	・ボイラー水ブロー <input type="checkbox"/>													
備考											消費量	リットル		
											残油量	リットル		

(様式2)

# ボイラー定期自主検査表

事業者	事務長	取扱作業主任者	検査者	検査年月日
				年 月 日

項目		検査事項	有無	項目		検査事項	有無
本体	ボイラー本体 (水管、鉛管等) マンホール等 ふた板取付部 基礎、据付 ケーシング、保温材	割れ、腐食、過熱、変形、漏れ		自動制御装置	温度調節器	機能、漏れ、汚れ	
		割れ、腐食、過熱、変形、漏れ			電気配線	端子、損傷、過熱	
		腐食、漏れ、ボルト・ナットの損傷					
		傾き、ボルトの緩み、き裂、沈下			過熱器	損傷、変形、過熱	
		損傷(焼損)、脱落			節炭器	損傷、腐食、漏れ	
燃焼装置	油加熱装置 燃料配管、弁 燃料送給装置 バーナ(点火装置) 空気調節機構 ストレーナ バーナタイル 燃焼室(炉壁) ストーカ、火格子 送風機、排風機 ダンパ 煙道 爆発戸 油サービスタンク (フロートスイッチ)	損傷、漏れ、適正温度、作動状態		付属品	空気予熱器	損傷、腐食、漏れ	
		損傷、漏れ、汚れ、異常振動			水処理装置	腐食、漏れ、機能、樹脂	
		損傷、漏れ、異常音、作動状態			給水装置 (ポンプ、インゼクタ)	損傷、作動状態、漏れ、異常振動、異常音	
		損傷、変形、漏れ、汚れ、作動、点火、燃焼状態			循環ポンプ	作動状態、漏れ、異常振動、異常音	
		損傷、作動状態			給水タンク	水位の適正指示、漏れ、異物の混入	
		損傷、差圧、漏れ、汚れ、つまり			安全弁、逃がし弁	損傷、作動状態、漏れ	
		損傷、脱落、カーボンの付着			逃がし管	保温材、作動、取付状態	
		損傷、脱落、過熱、付着物、温度、炉内圧			水面計、験水コック	機能、漏れ、汚れ、表示	
		損傷(焼損)、変形、目つまり、作動状態			水柱管	漏れ、吹き出し試験	
		損傷、腐食、汚れ、異常音			圧力計、水高計、温度計	適正指示、表示、漏れ、汚れ	
		開閉装置、損傷(焼損)、作動状態			吹出管、弁、コック	損傷、漏れ、被覆の脱落	
		損傷(焼損)、腐食、漏れ、通風圧、温度			給水配管、弁	損傷、漏れ、保温	
		損傷(焼損)、作動状態			蒸気管、温水管、弁	損傷、漏れ、保温	
		油位の適正指示、漏れ、作動状態			すす吹き装置	機能、漏れ	
自動制御装置	制御板、操作盤 起動装置、停止装置 火炎検出装置 燃料遮断装置 燃料量、空気量 制御装置 水位調節装置 コープス式 水位調節装置 圧力調節装置	損傷、漏れ、内部状態、表示灯		その他	整理整頓	通路の確保、不要品の整理	
		機能、損傷			排ガス監視装置	機能、損傷、汚れ	
		損傷(焼損)、機能、汚れ			予備品、工具	備品状態	
		機能、漏れ			感震装置	機能、汚れ、位置	
		機能、漏れ、汚れ			消火設備	表示、位置、整備	
		損傷、機能、漏れ、汚れ			室内、室外表示	確認	
		機能、漏れ、汚れ			記録等の保存	整理、収納箇所	
		機能、漏れ、汚れ			電気関係	電動機、配線、端子、接地	
特記事項	常用圧力	kg/cm <sup>2</sup> ・m					

「注」 有無欄記入法、無又は良は○、有又は否は×、×については特記事項欄に詳細記入のこと。  
 太字のところは、ボイラー及び圧力容器安全規則により義務づけられているものを示す。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。